

もし「A 氏の息子」だったら、これも不法入居のはず！

(7) 上下水道局に「門真市内で水道使用量が極めて少ない世帯の町別の状況」を調べてもらったところ、「新橋町で使用量ゼロ（2ヶ月で1立方（1000 リットル未満）の世帯は無い」との結果だった。

(8) 以上の電気と水道の状況を考えると、A 氏は「水道閉栓して不居住の絶対的証拠を作ってしまった」過去を総括して、「電気も水道も最小限の使い流しをし、最小限の費用は支出して居住偽装工作をする」ことにしたのでだろうと強く推測出来る。

(9) 【USB 動画】 <▲市住不法占拠男の調査：2月19・20・21・22・23：23分24>
の内容説明は、別紙の「提出資料一覧」に記載する。

≪ 8 ≫ 門真市が 2017 年にやった「疑惑握り潰しの不正行為」

これについては、既にかなり触れているし、{資料 20}（2017 年 6/18 弾劾文書）・{資料 26}（2017 年 5/16 全議員への緊急申し入れ）に詳しく書いている。

どれも重大な事だが、特に重大な部分を抜粋紹介しておく。

(1) ◆2017 年 2/14 段階で、A 氏が 2 年以上も水道閉栓している事を市は把握した！つまり新橋住宅では絶対に居住実態が無い＝居住していない所に住民票を置く刑事犯罪者である事を把握した！

▲それなのにこの超重要事実を戸田に（全議員に）ひた隠しにして素知らぬ顔で 3 月議会答弁をし、「4/28 判定」議員への報告でもひた隠し、何と 6/9 本会議質疑協議で戸田に問われて前夜の 6/8 夜の答弁メモで初めてこの事実を明かした！▲議会に対して 4 ヶ月も情報隠ぺい！

{資料 20} の 1 ページ

(2) 「2001 年青年会議所リストで自宅住所が守口市になっている」事実や住民票不正が重大問題である事が 3 月議会で指摘されているのに、所管の市民課の対応の鈍さは何なのか？！

{資料 20} の 2 ページ上段

(3) 【3 月下旬・4 月・5 月段階】

2：「不法占有・住居不正の事実は隠しようの無い事柄」であるのに、いつまで経っても「まだ調査中です」と言うだけなので、やがて「これはとんでもない誤魔化しをやって A の不正をかばうつもりだろう」、という疑惑が湧いてきた。

・・・そして結果は戸田が危惧した通り、いや、危惧したレベルをはるかに越えた「市ぐるみの不正握り潰し・情報隠し」だった！

{資料 20} の 5 ページ中段

(4) (7) A の市住不法占拠を否定する市の詭弁のもうひとつの柱は、「自分の持ち家でなければ市住以外の所に居住していても市住退去の対象にはならない」という、市条例の超デタラメ解釈だ。

市は門真市営住宅条例の明け渡し請求を規定した条文＝「他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき」を勝手に「他に住宅を取得し、『かつ』、生活の本拠を移したとき」だと『かつ』を入れて解釈し、

さらに「住宅の取得とは自分の所有物としての持ち家や分譲マンションを得る事だ」と狭く解釈する事によって、

「娘の家に 13 年間も居住して、新橋住宅は郵便物受け取りに月 2～3 回来ただけ」と自認している A を、「市条例に違反していない。不法占拠ではない」とする「曲芸的条例適用」を今回突如として行なったのだ。
